

防府市防火防災訓練災害補償要綱

平成27年1月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市（以下「市」という。）又は市の消防機関及び市内の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等（以下「民間防火防災組織」という。）の行う防火防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故（以下「事故」という。）により死亡し、又は傷害を受けた場合（疾病を除く。以下同じ。）において、市が当該補償対象者に対して法律上の損害賠償責任に基づかず行う災害補償（以下「補償」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象となる訓練)

第2条 この要綱に規定する補償の対象となる訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 市又は市の消防機関の主催する防火防災訓練で当該地域内の民間防火防災組織が参加したもの
- (2) 市内の民間防火防災組織の自主的な防火防災訓練で、市又は市の消防機関に防火防災訓練実施計画書（第1号様式）又は、防府市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第6条に規定する自主防災訓練育成事業活動補助金交付申請書（第2号様式）及び活動事業計画書（第3号様式）の届出により市長が認めたもの
- (3) 前2号に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、市内の町内会、自治会及び婦人会等が参加したもの

(補償等の内容)

第3条 この要綱に規定する補償については、財団法人日本消防協会実施の防火防災訓練災害補償等共済制度約款に基づく。

(事故発生の報告)

第4条 前条に規定する対象訓練の主催者は、当該訓練において死亡又は傷害等の事故が発生したときは、速やかに防火防災訓練事故発生状況報告書（第2号様式）により、市長に報告しなければならない。

(災害補償死亡一時金の受取遺族及び順位)

第5条 災害補償死亡一時金を受け取ることができる遺族は、被害者の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として被害者の収入によって生計を維持していたもの

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 災害補償死亡一時金を受け取ることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあつては当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 被害者が遺言等で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して災害補償死亡一時金を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

防火防災訓練実施計画書

年 月 日	
(宛先) 防府市長	
(申請者) 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号 (- -)	
次のとおり訓練を実施します。	
日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	防府市
訓練種別	<input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 図上訓練 <input type="checkbox"/> 講演・講話 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 救急救命講習 <input type="checkbox"/> その他
参加人員	人
訓練内容	
備 考	

第2号様式 (第4条関係)

防火防災訓練事故発生状況報告書

年 月 日			
(宛先) 防府市長		(申請者) 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号(- -)	
防府市防火防災訓練災害補償要綱第4条の規定により、事故発生の報告をします。			
事故発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃
事故発生場所			
被害者	住所	(〒 -)	
	フリガナ	性別	男・女
	氏名	生年月日	M・T・S・H 年 月 日
被害者の勤務先	所在地	(〒 -)	
	名称	電話 番号	
	所属・職種		
事故発生の原因 及び状況			
受傷後の処置 (病院への搬送方 法・収容病院など)			
受傷等の程度 (傷の程度、今後 の処置内容等)			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	